

## 地域防災訓練等支援要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市上下水道局業務継続計画に基づき、災害時等における応急給水への理解を深めてもらうために、地域防災訓練等の支援に関する必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 学校、自治会、ボランティア団体が実施する地域防災訓練等を支援するために、給水車の派遣及び給水袋を配付するものとし、次の各号に掲げる条件を満たすものについて適用する。

(1) 地域防災訓練で、次のいずれかに該当するもの

ア 応急給水の訓練を実施するもの

イ 防災に関する啓発品として展示するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、応急給水への理解を深めるものと認められるもの

### (給水車の派遣)

第3条 業務に支障がない限りにおいて給水車を派遣することができる。

### (給水袋の配付)

第4条 給水袋の保有に支障がない限りにおいて配付することができる。

### (申請)

第5条 地域防災訓練等を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）に参考資料を添付のうえ提出するものとする。

### (報告)

第6条 申請者は、地域防災訓練等終了後は報告（写真等）を行うものとする。

### 附則

この要綱は、平成27年 1月13日から施行する。

この要綱は、令和 3年 3月 5日から施行する。